

食品安全委員会（第５５５回会合）議事概要

日 時：平成２７年３月３１日（火） １４：００～１４：５４
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：熊谷委員長ほか４名出席
傍聴者：報道２名、行政機関１名、一般１名

議事概要

（１）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「使用制限期間が設定されている既承認動物用ワクチンに添加剤として含まれる成分」に関する審議結果の報告について

→担当委員の三森委員から説明。

１０成分中９成分については、動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できると考えられることから、食品安全基本法第１１条第１項第２号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すること、このため、同規定に関するこれまでの取扱いと同様に、意見・情報の募集手続は行わないことが確認された。なお、残りの１成分は物質が特定できないことから評価困難とされた。

（２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

- ・動物用医薬品「イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤（エクイマックス）の再審査」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「d-クロプロステノールを有効成分とする牛及び豚の注射剤（ダルマジン）の再審査」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

これらの製剤が、「適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられると判断した。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

（３）平成２７年度食品安全モニターの依頼について

→事務局から説明。

事務局において、平成２７年度食品安全モニターの依頼手続を進めることとなった。

（４）食品安全関係情報（２月２８日～３月１３日収集分）について

→事務局より報告。

ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）が２月１３日に公表した、飲料中のカラメル色素に関するＱ＆Ａの概要について報告。

（５）平成２６年度に収集した食品安全関係情報について

→事務局より報告。

（６）「調査・研究企画会議の設置等について」及び「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」の一部改正について

→担当委員の佐藤委員及び事務局から説明。

「調査・研究企画会議の設置等について」及び「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」の改正案について、案のとおり決定された。